主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意(後記)は、刑事訴訟法四〇五条の上告理由に当らない。また 記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。したがつて当裁 判所としては被告人の上告趣意は到底これを採り上げるわけにゆかない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月一日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
- 郎	唯 -	村	谷	裁判官